

# 足利義教晩年の贈答儀礼

下川 雅弘

## The Celebration of Gift-Giving in Ashikaga Yoshinori's Later Years

Masahiro SHIMOKAWA

This article describes the celebration of gift-giving in Ashikaga Yoshinori's later years. Ashikaga Yoshinori would gradually increase the chance for the celebration of gift-giving in order to have great authority by doing so. On this article, I would like to make it clear that why he laid special emphasis upon it and how he did it. I focus especially on both his intentions in these years and how the nobilities followed him.

### はじめに

室町殿の慶事に際しては、公家や門跡などが室町第を訪れる御礼参賀や、室町殿を自邸や寺院などに招く御成が広く行われ、これらは原則的に太刀・馬・折紙などを進上する贈答儀礼を伴うものであった。こうした御礼参賀や御成をめぐる贈答儀礼については、足利義満から義政期を対象とした、金子拓氏による研究がもつとも知られている<sup>〔1〕</sup>。まずは御礼参賀に関する金子氏の見解を整理していく。

室町殿への御礼参賀には、年頭・八朔・歳末などの機会に行われる年中行事的な参賀と、これら以外の不定期的な慶事に際して行われる臨機の参賀が存在した。このうち前者については、室町第への正月参賀が義満期に形成され、義持期の応永年間中頃に式日が固定化されるという。また、これに遅れて後者は、応永三〇年（一四二三）に、足利義持が家督を譲ったことによる義量の将軍宣下に際して行われたのが初例で、こうした臨機の慶事に対する群参が増加するのは義教期と

されている。

さて、義教初期において、意図的に御礼参賀を招集した仕掛け人は、満済などの護持僧であったという。権力基盤の弱い義教の権威を高めるために、満済はこうした贈答儀礼を利用したと考えられている。また、御礼参賀の有無や日程を伝える連絡係として、義持晩年には勧修寺経興が、義教初期には万里小路時房が、その役割を果たしていたとされる。瀬戸薫氏や高田星司氏の研究によると、彼らは当該期における伝奏（執奏申次）であったという<sup>2</sup>。つまり、義教初期までの臨機の参賀は、満済のような有力護持僧がこれを企図し、伝奏によって諸人への周知がなされていたのである。

こうした慶事の贈答儀礼は、義教晩年に至ってさらに激化していく。たとえば、義教が死去する二年前の永享一年（一四三九）には、鎌倉公方足利持氏の討伐（永享の乱での勝利）に際して、武家・公家・寺社家がごぞつて室町第に御礼参賀を行い、また、室町殿の御成を要請する状況が、連日のように続いたのである。

以上のような金子氏の分析によって、義持晩年から義教初期に臨機の参賀が出現・増加し、晩年に向かって拡大化する様子が、具体的に明らかにされた。また同様に、義教期を通じて贈答儀礼が増加傾向を示すことについては、近年、盛本昌広氏もこうした事例を紹介されている<sup>3</sup>。

盛本氏によると、義教は正長元年（一四二八）、義持によって縮小されていた八朔の贈答日を、義満期と同様の三日間に増やし、その後八朔の機会・数量ともに拡大させていったという。また、歳末の美

物の贈答についても同様の傾向を示すとされている。

金子氏や盛本氏の分析で明らかのように、義教期に贈答自体が肥大化することは確かである。では、義教期において、こうした贈答儀礼の拡大を推進した主体は、いったいどのような人々なのであるのか。義教初期については、先述したように、満済などの護持僧がその仕掛け人であるとの指摘が、すでに金子氏によってなされている。ただし、周知の通り満済は永享七年に死去しており、にもかかわらずその後、義教の晩年に向かうほど、贈答儀礼はますます激化していくのである。

以上のような問題を理解するためには、伝奏や家司・家礼といった室町殿の近習である側近公家衆が、贈答儀礼に関与しているかを探ることが重要であると考ええる。滝沢逸也氏は、こうした側近公家衆の家が次第に身分的に固定化され、嘉吉の変以降に儀礼的性格の強い昵近衆が創出されるといい、また、室町幕府における年中行事など諸々の礼式の多くは、義教から義政期にかけて形成されたとする<sup>4</sup>。本稿では、こうした昵近衆や武家儀礼が固定化していく前段階、あるいは草創期とも言うべき義教期において、側近公家衆が当該期の贈答儀礼の拡大化に、どのような役割を果たしていたのかを検討することを一つ目の課題としたい。

さらに、もう一つの検討すべき課題は、そもそも義教自身が、こうした贈答儀礼の拡大化に、いかに関与していたのかという疑問を明らかにすることである。義教期において贈答儀礼が増加していくことは、これまでの研究で示されてきた通りであるが、これに対する義教自身の立場については、言及されてこなかった。贈答儀礼の激化は、単純

に義教の専制化と結び付けて理解できるのかといった問題についても、わずかながら触れてみたい。

本稿では、設定したこれら二つの課題について、義教晩年の中でも、特に彼が死去した嘉吉元年（一四四一）を中心に分析していく。<sup>5)</sup> 検討対象とする時期をおもに嘉吉元年に限定する意図は、大覚寺義昭討伐・結城合戦落着という室町殿にとつての慶事が同年四月に立て続き、この時期に義教への贈答儀礼がピークに達するからである。

なお、本論において、年を記さず月日のみが表記されたものについては、すべて嘉吉元年を指している。また、史料については、万里小路時房の『建内記』（以下、『建』と略す）、伏見宮貞成の『看聞日記』（以下、『看』と略す）、中原師郷の『師郷記』（以下、『師』と略す）、相国寺鹿苑院蔭涼軒主季瓊真薬の『蔭涼軒日録』（以下、『蔭』と略す）を検討対象とする。

### 一、大覚寺義昭討伐の贈答儀礼

まずは、大覚寺義昭討伐の贈答儀礼について検討していく。永享九年（一四三七）、兄義教との不和により出奔した大覚寺義昭は、嘉吉元年三月、義教の命を受けた島津忠国の家臣らに包囲され、遠く九州の地において自害する。

#### 〔史料A〕

大覚寺前門主（義昭前大僧正）、於筑紫奉尋出之由有注進云々、  
今夕人々参賀 室町殿也、俄所馳参也（直垂如例）、太刀、折紙（千

疋書載之）、持参御前了、申次中山宰相中将、左府、予、右大将、洞院大納言、三条大納言、日野大納言、四条新中納言、大藏卿、三位少将、新宰相中将持季朝臣已下、（入夜）御対面如例、関白、左大将追参給、次護持僧御対面、聖護院准后此間文珠八字法（准大法）、参勤之修中也、一段御祝着察申者也、次梶井殿御対面歟、次関白已下被申女中云々、仍予参小侍所、右京大夫局出逢之、謁了退出、次向左衛門督亭、次帰家、依聖運依御運每事属太平、善神擁護、諸人歎娯者也、今夕御太刀俄不尋出、致種々了見了、乗物不具、遅参有其恐之間、経閑路徒行畢、可恥可憐々々

〔建〕四月八日条

〔史料A〕によると、出奔していた義昭が九州で発見されたとの連絡を受けて、諸人が義教に参賀し、太刀・折紙を進上したという。群参した関白以下の俗中や護持僧らが義教に対面するといった盛大な贈答儀礼であった。申次を務めた中山定親は、永享八年一〇月から伝奏に補任されていた人物である。<sup>6)</sup>

さらに、関白以下は義教室の正親町三条尹子（女中）にも祝賀を述べ、記主の万里小路時房は、正親町三条実雅（左衛門督）邸に立ち寄ってから帰路についている。尹子は永享三年六月に御台日野宗子が追放されたことよって義教の正室となり、上様と呼ばれた人物である。<sup>7)</sup> また、実雅は尹子の兄で、永享四年七月に参議、翌年中納言に任ぜられ、義教の厚遇を受けた人物であり、また、義教の家礼であったと考えられている。<sup>8)</sup>

さて、今回の御礼参賀において時房は、進上すべき太刀の用意に苦心している様子がうかがえる。また、室町殿へ向かう輿が準備できず、遅れる恐れがあるため人目を避けて徒歩で駆けつけたといい、これを恥じている。<sup>(10)</sup>

〔史料B〕

晩景室町殿公武群集馳参、何事哉不審之処、大覚寺於九州被腹切  
〔注進云々（去月十三日事云々）、入江殿、南御方忖可有御参之由  
被告申、臆参（御乳人御共）、三條へ相尋、御劍御馬可被進之由  
被申、御馬淨喜所持可進之由申之間神妙也、重賢為使御劍、御馬  
（鹿毛）、状等三條へ遣、南御方被帰、御対面御折紙（三千疋）、  
進之、女中群参、面々御折紙共進云々（上様御折紙進、誰二も被  
返云々）

〔「看」四月八日条〕

同日の諸人群参については、「史料B」によっても、義昭が九州において切腹したとの情報を受けた御礼参賀であったことが分かる。伏見宮貞成女の入江殿と室の南御方は、告申により折紙を持ってすぐに参賀し、正親町三条尹子の元へも訪れている。また、記主の貞成が正親町三条実雅に尋ねたところ、劍・馬を進上すべきと返答され、慌ててこれを用意した様子がうかがえる。

〔史料C〕

今朝猶参賀歟、昨夕為俄然之儀、人々不聞及歟、或又不具故障、前摂政依不事具昨日不出給云々、諸家窮困之式可憐々々

〔「建」四月九日条〕

〔史料C〕では、前摂政の一条兼良が、困窮によって昨日八日の御

礼参賀を欠席したと記されている。「史料A」でも贈答品や乗り物の準備に苦しみ時房の姿が見られたように、こうした盛大な贈答儀礼は、諸家を極めて困窮させていたのである。<sup>(11)</sup>

〔史料D〕

大覚寺前門主御首京着、可有参賀之由今夕有其沙汰、仍欲馳参之  
処延引、明日於相国寺可有実検、其後可有参賀云々、仍諸大名等  
退出云々

〔「建」四月一〇日条〕

依夜前実検、重可有参賀歟之由尋遣中山之処、御礼事有無不定之由返答也、彼御首実検之処不分明、被召門跡候人長田等令拜見之処、彼等又不分明之由申之、仍無御礼之沙汰歟之由有其説云々

〔「建」四月一日条〕

重賢三条へ遣（中略）大覚寺御首上洛、明日御礼御劍可被進之由被申

〔看〕四月一二日条

一昨日の八日に盛大な贈答儀礼を挙行したにもかかわらず、「史料D」によると、義昭の首が上洛したために、夕刻にも再び参賀すべきとされた。ただし結局この日の参賀は延期され、明日、相国寺において首実検が行われた後、再度の御礼参賀が実施されることとなる。ところが、翌一日、時房が御礼参賀について中山定親に尋ねたところ、実検において義昭の首であるという確証が得られなかったので、参賀の有無は不確かなものとなった。翌一二日に貞成が正親町三条実雅に使者を遣わしたところ、ようやく首上洛の御礼参賀の日程が明日一三日に決定したので、剣を進上するようにと返答されたのである。

〔史料E〕

大覚寺殿御礼進御剣、南御方被参、(女中)誰も無御対面云々、重賢参、関白門跡等群参、外へ御出之間数廻待申、御対面云々

〔看〕四月一三日条

大覚寺前門主御首京着事参賀有無不定之後、今朝可有参賀之由有其説、仍参(室町殿)惣門辺、不及下輿伺見事儀之処、人々已参入、前関白有御出、然者治定歟、仍参入、自四足門徘徊中門廊外待屋(「殿上」)辺、公卿座中門廊、近日諸宮、撰関并御親昵僧中被候之間、丞相、清華人々斟酌、候中門廊外(作合之辺也)、待屋、人々濟々充満也

先御出東福寺、御帰之後可有御対面云々、面々数刻奉待之、未料有御対面、太刀如例、申次中山宰相中将也、俗中前関白、関白、前摂政、左大臣已下濟々、僧中護持僧聖護院准后已下、諸宮御室、相応院也、其外僧中少々参之、是皆自西面参入之人々也、於東面之衆者如例又濟々云々、新少納言周茂自西面参之、大口秘計了、先日不参之間太刀二振持参之、中山指南云々、前左衛門佐親長自東面参之、同二振云々(先日所勞云々)

参賀事、先日依注進已面々賀申了、京着之時重参賀事、就一事及兩度歟、近年御敵御対治之時已及兩度、以一度之参賀可事足者歟伝聞、今日於嵯峨大覚寺律院(不壞化身院事歟)、彼御首奈毘云々左衛門督(実雅卿)、以滋野井中将実勝朝臣示送云、近年就御慶賀、毎度自禁裏御剣(銀剣也)、被送進室町殿候、此事しけくか様に「ありぬへくも不候と思食候、先々も細々二候ハぬ事にて候者、為御冥加不可然、可被中止歟、勝定院殿御時、後小松院、称光院などの御時代ニも細々候ける哉、鹿苑院殿御時之儀ハ猶も覚遠候、先此近例如何奉見及哉、面々誰々にも可尋申由、只今室町殿候者、予答云、其時分之儀不申次之間不存知之、但年始御参賀之時、自禁裏、仙洞毎年御馬、御大刀必事也、其外細々之儀ハ不承及(候)、得其意可有御披露候者、中将云、年始事勿論候、細々ニハ更無其儀候之由、左衛門督も申入候けると申候、当御代之様に、朝敵御対治など珍重事、さのミ其比不候ける故候哉と申云々、長得院殿御元服之時者被進云々、鹿苑院殿御産などの時ハいか、候ける、いつくにか所見候へき、又明德内野合戦、

応永境合戦等之時如何者、予云、鹿苑院殿御時之儀誠不審、勝定院殿御時、長得院殿御元服等之時勿論歟者、今度就大覚寺前門主御事、先日已自禁裏被進御太刀了、就京着之儀今日又被進之間、此事及近例之御尋由羽林称之、次退散

〔建〕四月一三日条

〔史料E〕により、大覚寺義昭討伐を祝う二度目の御礼参賀も、一度目と同様に関白以下の諸人が群参する盛大な贈答儀礼であったことが確認される。

さて、「先日不参之間太刀二振持参之、中山指南云々」とあるように、先日八日の御礼に参賀しなかつた者に対して、申次の中山定親の指南により、本日分と合わせて太刀二振の進上が求められている。また、時房は「参賀事、先日依注進已面々賀申了、京着之時重参賀事、就一事及両度歟、近年御敵御对治之時已及両度、以一度之参賀可事足者歟」と、大覚寺義昭討伐という同様の慶事において、注進時と京着時の二度にわたって贈答儀礼がなされることに、大いなる疑問を抱いている。しかも、こうした贈答儀礼の増加に対する疑問は、時房だけのものではなかった。「左衛門督（実雅卿）、以滋野中将実勝朝臣示送云、近年就御慶賀、毎度自禁裏御劍（銀劍也）、被送進室町殿候、此事しけくか様に」「ありぬへくも不候と思食候」とあるように、禁裏から室町殿に対する剣の下賜について、他ならぬ義教自身が、慶事ごとの度重なる剣の贈答は必要なのではないかと感じているのである。そこで、義教は正親町三条実雅にこれを尋ね、実雅が滋野井実勝

をもつて、御礼参賀の故実を時房に諮問してきたのである<sup>13)</sup>。義教の關心事は、義持や義満期においても、細々の（些細な）慶事に対する御礼参賀の際に（以下、細々の慶事に対する御礼参賀を「細々の参賀」と表現する）、禁裏から剣の下賜がなされていたのかという疑問であった。これに対して時房は、年始参賀の際には、禁裏・仙洞より馬・太刀の下賜があった旨を返答した。すると実勝は、年始参賀のことは承知しており、義持期においては、朝敵退治といった慶事がなかったから、細々の参賀もなかったのであろうということや、義量元服の際には剣の下賜があったことについても、すでに実雅から義教に答申されているという。実勝からは、義満誕生や明徳の乱・応永の乱の際における御礼参賀の有無について、さらに質問がなされたが、時房は義満期の詳細は分からないと返答したのである<sup>14)</sup>。

〔史料F〕

向左衛門督亭、参御所云々、謁中将謝昨夕來臨、御劍間事述心緒、凡弓矢、車馬之類、自上可賜下事也、蓋其等類事也、然者非不可有之儀、或貴其功（或）賞其勞恩賜也、然者如朝敵退治之時、被感其功被恩下事、尤可有之者哉、但且注進之時被出恩劍、賊首京着之時又被出之、有剩事歟、或北野一万句、或御参宮無為等之時、細々之儀似輕、尤可有御斟酌之条可然之趣也、次退散

〔建〕四月一四日条

翌日の一四日、時房は実雅邸を訪れ、昨日の諮問に対する見解を、

「実勝に対してあらためて披露した。まず、禁裏から室町殿への下賜については、朝敵退治といった功績のある場合には受けてしかるべきという。ただし、先日の大覚寺義昭討伐の御礼参賀のように、同様の慶事に二度の下賜を授かることや、「北野一万句」「宮無為」といった細々の慶事において下賜をなされることはよくよくお考えあるべきだと、時房は実勝に自らの意見を伝えたのである。では、ここで細々の慶事の例として取り上げられた「北野一万句」「宮無為」とは、いったい何を指しているのだろうか。

〔史料G〕

向左衛門督亭、謁見、賀御参籠并万句無為事、先日仗議無為了□  
被賀之

〔建〕二月二十九日条

自北野一昨日還御之御礼、今朝人々参賀、外様同有参賀云々、予  
依当番不参也、明日可参哉

〔建〕三月二日条

大覚寺義昭討伐の御礼参賀より少し前の二月二三日から二九日まで、  
義教は北野社に参籠し一万句の連歌法楽を催していた。「史料G」によると、  
義教が北野社から還御の後、時房が正親町三条実雅邸を訪れ、  
北野社参籠と一万句連歌法楽の無為を賀している。そして、こうした  
北野社よりの還御の御礼参賀が、三月二日に招集されたのである。

〔史料H〕

向左衛門督亭、謁見、賀御参 宮無為事、謝御馬副指南事、(室町  
殿) 参賀可為来月三日云々

〔建〕三月二十九日条

早日参 室町殿候西面、去月御参 宮無為参賀也、緇素成群、申  
次中山宰相中将、面々御対面、御太刀如例

〔建〕四月三日条

さらに、三月二三日から二七日には、義教は伊勢参宮を挙行した。  
伊勢からの還御の際も、「史料H」のように、時房は実雅邸を訪れ、そ  
の無事を祝っている。その後の四月三日には、中山定親を申次として、  
参宮無為の御礼参賀が実施されたのである。<sup>15)</sup>

以上のように、時房はこうした「北野一万句」「宮無為」に対する御  
礼参賀を、細々の参賀と捉えていたことが分かる。そして、こうした  
細々の慶事においては、禁裏から室町殿への下賜は不要であると、時  
房は実勝・実雅を通じて義教に答申したのである。

二、結城合戦落着の贈答儀礼

つぎに、結城合戦落着の贈答儀礼について検討していく。永享一二  
年(一四四〇)、鎌倉公方足利持氏の遺児を擁立して挙兵した下総の  
結城氏朝は、嘉吉元年四月からの幕府軍の総攻撃により自害し、捕ら

えられた持氏の遺児たちも、京都に移送される途中、美濃において殺害された。

〔史料Ⅰ〕

早旦伝聞、関東敵城一所已被攻落、夜前有注進、今朝有参賀云々、仍所馳参 室町殿也、人々群集、無御対面、中山宰相中将候東面之間付太刀云々、令持廻太刀了退出、於于今者関東事許也、而一城先以如此、承悦之、万民含笑者也

〔建〕四月二三日条

関東城一落之由注進有、御礼御劍進、南御方被参、廳掃、誰も無御対面、関白以下群参如例、結城被責落、没落云々（去十六日事云々）

〔看〕四月二三日条

葉室中納言（頼時卿）、送状、明日参賀之沙汰云々、昨日残衆歎必可被参、可然之由答了

〔建〕四月二四日条

聞、関東事結城腹切、若公被腹切、二人ハ生捕之由（若君有三人云々）、夜前注進云々、悉落居天下静謐、惣別大慶也、重賢為使三條参、関東御礼可為廿八日云々

〔看〕四月二五日条

結城落城の連絡を受けた関白以下の諸人は、「史料Ⅰ」のように、太刀・剣を持って室町殿に群参するが、結局この日は誰も義教との対面はなく、時房は伝奏の中山定親に太刀を託して帰宅した。翌日、葉室頼時から明日参賀すべきかとの質問が時房に寄せられたため、彼は昨日不参であったならば必ず参賀すべきと返答している。時房にこうした問い合わせがなされたのは、彼が元伝奏であったことと関係するかもしれない。二五日にはさらに詳細な情報が関東より到来し、伏見宮家には正親町三条実雅から、結城合戦落着の御礼参賀の日程が二八日に決定したと伝えられている。

〔史料Ⅱ〕

早旦参賀 室町殿、鎌倉故左兵衛督持氏卿子息三人（一人十余歳、切腹、其首可京着也、二人猶少年、被擒可入京也）、事也、結城首同可京着也、此等之子細先日、（脱力）仍今日（人々）奉賀也、太刀一腰（金覆輪如例）、折紙（千疋書載之、名字上如例）、御対面之時持参了、俗中九条已下济々、僧中御室已下、申次中山宰相中将也、御対面之儀先俗、次僧（護持僧先参之、次御室已下也、次梶井殿也）、如例、次参小侍所申入女中、折紙（千疋書載之、名字交和字）、進入之、先日無此事、所進猶可然之儀歎、聊有同心之輩、仍所進也、右京大夫局出逢之、次退出、次向左衛門督、都護、中山等了、各未退出、示置之、次帰畢

〔建〕四月二八日条

関東御礼御剣（黒）、御馬（鹿毛、稲田進之）、進之、南御方被参（御乳人御共）、群参如例（御折紙公方二千疋、上様千疋進云々）

〔看〕四月二八日条

今日関東御対治御礼人々被参賀、折紙以下持参、同大覚寺之時云々

〔師〕四月二八日条

予定されていた通り、二八日には結城合戦落着の御礼参賀が実施された。今回の贈答儀礼も、先の大覚寺義昭討伐の際と同様に執り行われ、中山定親を申次として、俗中・僧中以下の諸人が、群参して太刀・劍・馬・折紙を進上した。そして、正親町三条尹子（上様）に対して折紙が贈られ、また、時房はその後、実雅邸にも訪れている。

〔史料K〕

為関東成畢御礼、鹿苑院并相国寺御成被伺、撰吉日、可被伺之由被仰出也、五月三日鹿苑院御成、同四日方丈御成、被仰出、鹿苑院乾楞并系種蔵主註状在之（蓋持氏御息三子生捕之事也、以伊勢右京亮披露之）

〔蔭〕四月二九日条

鹿苑院御成、御斎、御小袖三重、盆一枚、段子一端、縹子二端、高檀紙杉原各十帖被献之、蓋関東結城之城成畢之御礼也

〔蔭〕五月三日条

相国寺方丈御成、御斎、御小袖五重、盆一枚、香合一ヶ、高檀紙、杉原各十帖被献之、蓋関東成畢之御礼也

〔蔭〕五月四日条

〔史料K〕によると、鹿苑院や相国寺といった寺院には、結城合戦落着の御礼として御成が求められた。そのため両寺院では、五月三日と四日にそれぞれ義教を迎え入れ、様々な礼物を進上する贈答儀礼が繰り広げられたのである。

〔史料L〕

賊首京着、可有参賀歟之由有沙汰、仍令用意、相尋方々者也

〔建〕五月三日条

自関東首共（結城）上洛云々

〔看〕五月三日条

結城以下首共御実験云々（首廿九、六條河原被懸云々）、進御劍、女中無御礼、男共ハ参、続命縷公方若公両所進之如例、内裏進之、有勅報、万歳之祝着珍重々々、公方も御返事御祝着之由承、至夜三條被示、故武将（持氏）、子息（十三歳）、尋出討申之由、只今飛脚到来、御劍可被進之由被申、則進之、此事先日城責落之時、子息達三人之内一人ハ腹切、二人ハ生捕之由注進云々、然而腹切ハ虚説也、兄（十三）、被没落之由、後二聞、其人只今求出討申也、

於于今子息達悉被討之間、弥天下大慶也

〔看〕五月四日条

今朝可有参賀歟之由風聞、仍相尋中山宰相中将許、渡御相国寺、其後〔還御〕可有御礼云々、相計其程参入、只今渡御未還御云々、仍南御壇所縁辺奉待之、益長朝臣同候之、執柄、左大将参給、是又於此所被待申、今月廻御修法実相院僧正御房也、仍令对合給、次還御也、次賊首御実檢也、於門外〔四足門外也〕、有此事、主人門下御侍立也、侍所参此辺申行歟、上総国結城首并関東一色首已下濟々焉、後聞、其数或五十一、或三十余、或二十余云々、〔京着分〕悉有実檢云々、仍經其程也、次入御之後面々参中門辺、申次中山宰相中将也、次御対面、先関白以下、予同持参太刀者也、次僧中如例、次退出、帰路向左衛門督、中山宰相中将、未退出云々、仍示置了、次歸畢

伝聞、鎌倉故武衛子息兩人首未京着、近日京着之時又可有参賀云々、余党猶在奥、仍可被攻之由有御沙汰、京勢直可向彼云々  
今夜又参賀之由人々告示之、鎌倉故持氏卿子息首帰京歟、臨期之儀太刀無用意之間期後日者也、今夜左府父子、四条新中納言、新宰相中将持季朝臣、頭弁明豊朝臣参入、付申次進太刀、不及御対面云々

〔建〕五月四日条

五月三日、自害した結城氏朝の首が上洛した。〔史料L〕からは、再

びの御礼参賀のために、時房が礼物の準備や参賀の情報収集に奔走する様子がうかがえる。翌四日、時房が中山定親に尋ねたところ、義教の相国寺御成の後に、御礼参賀があるという。いつものように定親を申次として、関白以下僧中までが群参して太刀・剣を進上し、時房は帰路、実雅邸に立ち寄っている。

ところが夜になって、新たに足利持氏の遺児に関する情報もたらされたことにより、実雅から伏見宮貞成に剣の進上が今一度促され、貞成はこれに応じた。時房の元へも参賀すべきとの連絡は入るが、突然のことですぐには太刀を準備できず、後日進上することとした。<sup>(16)</sup>

〔史料M〕

自関東首共又上洛、御剣可被進之由、三條被告、則進之

〔看〕五月七日条

早且参賀室町殿、去四日夜不参賀之故也、其衆前関白、関白、前摂政已下濟々焉、爰今日又可有参賀云々、是又〔東国〕賊首到来事云々、仍太刀二振面々俄秘計也、〔因茲〕去四日夜参人々又参入之、次中山宰相中将候東面、廻僕於西面云、太刀一振各可令持廻東面者、仍貴賤付太刀於東面了、其後中山出逢中門廊、告申人々云、去四日夜御礼分御太刀執進了、雖可有御対面、只今御出御寺之間無其儀、得其意可申旨也、就其細々御礼事連々之儀有事煩、可有御斟酌之由也、蓋可依事之御趣云々、次貴賤退出、次向左衛門督亭、留守、示置之、次向中山宰相中将亭、謁見、参賀事、も

とハ歳末・年始之外ハと有仰也、今日仰ハ、か様の殊なる事にもなき細々にはと仰也、然者事たる題目などには可参之由歟云々、御沙汰之趣尤候、上意之通珍重々々、于時葉室中納言、頭弁、業忠、時繁参会了、次帰畢

〔建〕五月七日条

七日になると、「史料M」の通り、関東より再び首が上洛し、実雅より連絡を受けた貞成は、今回で五度目となる剣の進上を行っている。一方の時房は、四日夜の不参のため、七日の朝に関白以下とともに参賀したところ、本日さらに御礼参賀が行われると知って、都合二振の太刀を進上することとなった。義教が相国寺に出向いていたため対面はなかったが、細々の参賀が立て続けば諸家の煩いとなるので、事によつてはご配慮下さるとの意向が示された。その後、実雅郎を経て定親邸へ向かったところ、「御礼参賀は本来歳末と年始に限つたものであったので、特段の事でもない細々の参賀については停止すべき」と、確かに義教が仰っているというのである。これを聞いた時房は、「逆に考えれば特段の場合には参賀すべきということか」などと述べつつも、こうした義教の配慮について、大いに喜んでゐる。<sup>17</sup>

〔史料N〕

伝聞、常磐井宮就大覚寺前門主伏誅事（先日）無参賀之間、時宜不快云々、此説未聞慥事、旁不審也、此宮近日窮困無比類、断食無人過法云々、若依此事歟、愚推也

〔建〕五月九日条

さて、細々の参賀停止という諸家への配慮を見せたばかりの義教であるが、九日には「史料N」のような記事もある。困窮を極めていた常磐井宮が、大覚寺義昭討伐の御礼に参賀しなかったため、義教の機嫌がよろしくないというのである。こうした事例は他にも存在する。

〔史料O〕

光照院殿御母儀（号慶雲庵、即光照院内庵室也、鹿苑院殿御寵女、大炊御門故一品（冬宗）、女也、六十九歳云々、当時黒衣）、今度大覚寺前門主御事諸人参賀之処、至昨日不被参賀之間、昨夕被仰此事、多年雖有違事等被優申光照院殿（御妹也）了、今度之儀超過之御趣也、仍御同居有其恐、被移住他所云々、紀州蘭部庄有他御計云々（伊勢守貞国拝領歟云々）、（鹿苑院殿御内書昨日被召御所云々）

〔建〕四月一日条

〔史料O〕は義昭討伐の参賀直後の四月一日のものであるが、義教にとつて庶母にあたる光照院殿御母が、義昭討伐の贈答儀礼に参賀しなかったことを理由に、義教によつて彼女の居所と所領を没収されたのである。<sup>18</sup>つまり義教は、細々の参賀停止といった配慮を示す一方で、いったん決定している御礼参賀については、これを蔑ろにされたことに対して、激しい怒りを隠せない性格の人物だったと考えられる。

こうした姿は、専制的支配者としての義教像そのものである。<sup>(19)</sup> このような義教の逆鱗に触れることを恐れて、諸人が贈答儀礼に参加せざるを得なかった側面は確かに存在しよう。しかし、だからといってこれらの事例は、義教自身が贈答儀礼の拡大化とその強制を、政治的に主導していたことを示すものにはならないと考える。

〔史料P〕

〈伝聞〉、外様人々参賀〈停止〉事、其後又猶有沙汰、左府以別儀可有参之由被申請了、因茲猶若可参之由可有所存歟、然者左府御参同可被止哉、就人々煩細々之儀者被止之、為事之題目者又勿論歟、門跡少々有可被参之仁、彼又不可有煩之仁也、左府御参停否事、可談合左衛門督之由被仰中山、仍談合之処、依左府之参人々強可参由不可存之、只細々参人々在所存之謂歟、堅被仰者不可有子細歟者、仍細々事堅停止之由重(有)其沙汰云々、人々窮困御察之趣、誠以仁恵也

〔建〕五月一二日条)

細々の参賀停止を決めた義教は、「史料P」にあるように、外様衆の参賀停止を明言する。「外様衆」とは撰閑家や清華家といった上流の公家衆で、「内々衆」と呼ばれる室町殿の側近公家衆と対置される表現である。<sup>(20)</sup>

さて、こうした外様衆の参賀停止が取り決められたにもかかわらず、近衛房嗣(左府)のような一部の外様衆は、なお参賀することを望ん

だのである。<sup>(21)</sup> このため、房嗣の参賀を認めるかどうかが問題化する。「諸人の煩いを回避するために、細々の参賀が停止されたはずである」とか、「門跡の中にも参賀を望む者があるが、これらは煩いの少ない人々に限った話である」といった議論が続くなか、中山定親が正親町三条実雅に相談すべきとしたため話し合いが行われ、最終的に細々の参賀は例外なく停止するとの結論に至った。こうした義教の沙汰について、「諸人の困窮を察した誠の仁恵である」と、時房はこれを絶賛している。<sup>(22)</sup>

〔史料Q〕

関東武将息三人生捕上洛、於近江国討申、首共今朝上洛、可有御礼云々、御剣進如何、結城被責落之時、兄ハ被腹切之由風聞、而無其儀、被没落生捕申云々、南御方被参、三條重賢可来之由被示、此間違例之間不参  
南御方先被返、御礼夕方云々、彼首共於白雲寺御実験、其後御礼云々、晩南御方被参  
暮南御方被帰、誰も無御対面云々、関白以下外様御礼ハ被留、仍無参云々、彼首共実験おさなき人達容顔美麗也、見人誰も拭涙、室町殿も御落涙云々

〔看〕五月一九日条)

故鎌倉持氏卿子息首等京着云々(外様人々参賀事不及其沙汰云々)、東面人々参賀云々

〔建〕五月一九日条)

〔史料Q〕によると、一九日に足利持氏の遺児の首が上洛したことにより、御礼参賀がまた行われると決定したという。ただし、関白以下の外様衆は、参賀するに及ばないとされており、内々衆(東面人々<sup>23</sup>)のみの参賀となった。

こうした外様衆の参賀停止については、「其上諸人経営、貧家弥不参之基也」〔建〕永享二年七月二八日条)との理由から、永享二年(二四三〇)にすでに義教によって命ぜられていたことが、金子拓氏により紹介されている。結局この命令が適用されることはなかったが、義教は当初より、贈答儀礼の拡大化については、少なくともこれを抑制する方向性を示していたのである。

では、こうした義教による贈答儀礼の拡大化抑制方針は、その後どの程度の実効性を有していたのであろうか。

〔史料R〕

又明後日(十一日)、依八幡御詣、若可有参賀候哉、外様之儀如何候哉、被御触御耳候者相構可示預候

〔建〕三月記紙背文書(万里小路時房より中山定親宛、三月九日付)

次向金吾亭、明日室町殿参賀事談之、自執柄無承旨、(面々)尤可有評定事歟云々

〔建〕三月一三日条)

早且参賀 室町殿、今度(去十日)八幡御詣参賀也、一昨日依御窮屈歎無其儀、昨日例日、今日内外之御礼也、外様事已細々之儀停止也、改元并北野事依別儀執柄参給、仍面々参了、御对面、人々祝着也、今度之儀時宜難測哉、然而已群参云々、仍所参也

〔建〕三月一四日条)

〔史料R〕は、義教が嘉吉元年三月一〇日に行った八幡社参の無為に対する御礼参賀の記事である。これは先述した北野社参籠無為や伊勢参宮無為の場合と同様に、細々の参賀であった。そして、「外様事已細々之儀停止也」とあるように、この頃すでに義教によって細々の参賀が停止されていたにもかかわらず、関白二条持基(執柄)以下の外様衆までが、一四日の参賀を行っているのである。

その経緯を整理すると、まず九日に時房が中山定親に宛てて、八幡社参後における参賀の有無と外様衆の処遇について尋ねている。また一三日には、時房が正親町三条実雅(金吾)邸を訪れて、関白二条持基が明日の参賀を承知していないことについて相談している。その後、おそらく実雅をはじめとする側近公家衆の間で評定がなされたのである。「今度之儀時宜難測哉、然而已群参云々」とあるように、義教の顔色をうかがいながら、結局は関白以下の外様衆も参賀すべきとされたようである。ただし、外様衆の参賀を決定した最大の理由は、「改元并北野事依別儀執柄参給、仍面々参了」とあるように、「改元」や「北

「野」の際には、細々の慶事であつても、関白が参賀していたという先例の存在であつた。

このうち「北野」とは、先述したように、同年三月二日に実施された北野社参籠無為の御礼参賀の事である。あらためて「史料G」を見てみると、「自北野一昨日還御之御礼、今朝人々参賀、外様同有参賀云々」とあり、確かに外様衆の参賀がなされていた。では、もう一方の「改元」とは、何を指しているのであろうか。

〔史料S〕

改元御礼明日也、御剣可被進之由、三条申之間則進之

〔『看』二月二〇日条〕

三條御剣今一振可給之由被申、不用意之間、先可被進之由令申、聞、辛酉仗議無為御礼云々

〔『看』二月二一日条〕

細々礼参雖被停止之、今度之儀依邂逅之儀有此事

〔『建』二月二一日条〕

永享一三年二月一七日、元号が嘉吉と改められた。「史料S」は、嘉吉改元を祝う細々の参賀に関する記事であり、先ほどの「改元」とは、この改元参賀を指している。そして、「細々礼参雖被停止之、今度之儀依邂逅之儀有此事」とあるように、義教によって細々の参賀が停止さ

れていたにもかかわらず、今回の改元は減多にない特別なことだからという理由によって、御礼参賀が実施されているのである。つまり、義教による外様衆の細々参賀停止令は、よほど細々の慶事でない限り、ほとんど適用されることはなく、その都度いろいろな理由をつけて、細々の参賀が実施される場合が多かつたと考えられる。<sup>26)</sup>

さて、改元後の二月二〇日、正親町三条実雅から伏見宮貞成の元に、明日二一日の御礼参賀において剣を進上すべきとの情報が届けられた。翌日、貞成が参賀したところ、辛酉仗議無為の御礼として、さらに剣一振を進上せよと実雅から伝えられる。二振の剣を準備していなかつた貞成は、さしあたり剣一振のみを進上しているのである。このように実雅は、御礼参賀の日程から進上すべき礼物の数量や内容に至るまで、実に細かな指示を出している。<sup>27)</sup>

結びにかえて

以上のように、正親町三条実雅<sup>28)</sup>が贈答儀礼に深く関与している事例は、これまでに本稿で取り上げた史料の中においても、数多く見出すことができる。それらを分類するならば、①御礼参賀の日程や贈答品について実雅に指示を受けているもの〔史料B〕〔史料D〕〔史料H〕〔史料I〕〔史料L〕〔史料M〕〔史料Q〕〔史料S〕、②贈答内容の詳細について実雅が指南しているもの〔史料S〕、③贈答儀礼の後に参賀者が実雅邸へも訪れているもの〔史料A〕〔史料J〕〔史料L〕〔史料M〕、④実雅邸で祝賀が述べられているもの〔史料G〕〔史料H〕、⑤尹子にも折紙が贈られているもの〔史料A〕〔史料B〕〔史料J〕、⑥細々

の慶事における贈答のあり方について実雅が関与しているもの（「史料E」「史料F」「史料P」「史料R」）のように整理できよう。

また、中山定親が贈答儀礼に関与している事例についても同様に、

①定親が御礼参賀の申次となっているもの（「史料A」「史料E」「史料H」「史料I」「史料J」「史料L」「史料M」）、②御礼参賀の日程や贈答品について定親に指示を受けているもの（「史料D」「史料L」）、③贈答内容の詳細について定親が指南しているもの（「史料E」）、④贈答儀礼の後に参賀者が定親邸へも訪れているもの（「史料M」）、⑤細々の慶事における贈答のあり方について定親が関与しているもの（「史料M」「史料P」「史料R」）のような分類・整理が可能であろう。

こうした事例から判断すると、室町殿への御礼参賀と贈答儀礼に関する実務的な役割は、実雅・定親といった側近公家衆が担当していたと考えて間違いない。このうち定親は、伝奏としての立場により、御礼参賀における申次のような、どちらかという形式的な仕事を任せられる傾向にあったといえよう。一方の実雅は、禁裏から室町殿への下賜や、細々の参賀のあり方などについて、実質的な判断を行う場合が多かったようである。

足利義教期における贈答儀礼の拡大化に対して、義教自身は外様衆の細々参賀停止といった意向を何度も示しているように、むしろこれを抑制する意志を持っていた。けれども、どの程度の慶事までを細々と捉えるかといった個別具体的な判断については、贈答儀礼の実務を担当していた正親町三条実雅を中心に、中山定親をも含めた一部の側近公家衆が、義教の顔色をうかがいながら決定し、実質的に細々の参

賀が停止されるケースは少なかった。つまり、義教の意向が反映される場合も存在するとはいえ、当該期の贈答儀礼に関する政治的主導権は、むしろ義教の寵愛を受けていた少数の側近公家衆が握っていたと考えられる<sup>30</sup>。これらは状況証拠に基づいた推論の域を出るものではないが、本稿において当初設定した課題に対して、以上のような整理を行うことで結びにかえたい。

## 注

- (1) 金子拓『中世武家政権と政治秩序』（吉川弘文館、一九九八年）所収の「室町殿南都下向をめぐる負担」（初出一九九八年）、「室町殿東寺御成のパスベクティヴ」、「室町殿をめぐる「御礼」参賀の成立」（初出一九九七年）。
- (2) 瀬戸薫「室町期武家伝奏の補任について」（『日本歴史』五四三、一九九三年）、高田星司「室町殿の側近公家衆について」（『國學院雑誌』九五―九、一九九四年）。瀬戸氏によると、勧修寺経成は応永二八年から永享三年三月二四日まで、万里小路時房は応永三五年二月二三日から永享五年一〇月二三日まで、それぞれ伝奏を務めていたという。
- (3) 盛本昌広『贈答と宴会の中世』（吉川弘文館、二〇〇八年）。
- (4) 滝沢逸也「室町・戦国期の武家呢近公家衆」（『国史学』一六二、一九九七年）。
- (5) 嘉吉の変と徳政一揆に見舞われた嘉吉元年そのものを、一つの事件史として描写することを試みた研究に、今谷明『土民噉々―一四四一年の社会史』（東京創元社、二〇〇一年、初版は新人物往来社、一九八八年）がある。本稿で取り上げるいくつかの贈答儀礼の事例については、同著

において具体的な描写がなされている。本稿を執筆するにあたり参考にした。

(6) 注(2) 前掲瀬戸論文。

(7) 齊木一馬「二条持通の結婚」『日本歴史』二三七、一九六八年。

(8) 羽下徳彦「足利義教の室」(同『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五年)。

(9) 注(2) 前掲高田論文。

(10) 注(5) 前掲今谷著書。

(11) 注(5) 前掲今谷著書。

(12) 家永遵嗣「足利義教初期における將軍近習の動向」(同『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年)によると、滋野井実勝は正親町三条実雅の猶子であったという。

(13) 注(2) で述べたように、万里小路時房は応永三五年二月二三日から永享五年一〇月一三日まで伝奏を務めていたため、彼に対してこうした故実の諮問がなされたのであろう。

(14) この事例については、注(1) 前掲金子著書においても触れられているが、詳細な追究はなされていない。

(15) 室町殿が外出先から還御する際に行われた「無為之御礼」については、注(1) 前掲金子著書において詳述されている。

(16) 注(5) 前掲今谷著書。

(17) 注(5) 前掲今谷著書。

(18) 注(5) 前掲今谷著書。

(19) これらの事例については、齊木一馬「恐怖の世」(高柳光寿博士頌寿記

念会編「戦乱と人物」吉川弘文館、一九六八年)において詳述されている。

(20) 注(4) 滝沢前掲論文。「内々衆」には、さらに「細々参仕人々」と称される集団が存在したという。「細々参仕人々」とは、細々の参賀を停止された「外様衆」とは正反対に、細々の参賀を主導する立場にあった「内々衆」を、特に指すものと考えられる。

(21) 注(1) 前掲金子著書において、御礼参賀は一方向的強制とのみ評価することはできず、贈答する側の積極的要請によって催された側面も存在することを指摘されている。これは贈答の性格を理解する上で、極めて重要な指摘であると考え、近衛房嗣の事例も、こうした範疇で理解すべきであろう。

(22) 義教が細々の参賀を停止した理由について、憶測が許されるのであれば、彼は自身の方針を周囲から仁恵などと評価されることにより、自らの権威を高めることを目論んでいた可能性も考えられよう。

(23) 注(4) 滝沢前掲論文によると、後世に成立した『年中恒例記』では、「西衆」(「外様衆」・「東衆」(「内々衆」) といった武家参賀における対面上的区分があるといい、「史料Q」の「東面人々」とは、「東衆」(「内々衆」) に相当する。

(24) 注(1) 前掲金子著書。

(25) とはいえ外様衆の細々参賀停止令が適用された事例も存在する。たとえば、若君(後の義堯)誕生といった慶事においては、「人々参賀、但公家方自西向参、人々執柄以下今度無御参、細々御礼可有斟酌之由先度被仰出云々」(「師」永享二年八月一九日条) とあるように、外様衆の参賀は停止されている。

(26) 先述した嘉吉元年五月一九日における外様衆の参賀停止とは、義教最晩年に至って、ようやく彼による贈答儀礼の拡大抑制方針が、本格的に実効性を持つ契機となる可能性が高かったと考えられる。

(27) 伏見宮家では、「干鮭百、昆布五十、室町殿進之、上様(付三條)鮭五十、昆布五十進之(内々)、如例年、御返事悦奉、三條へ干魚卅」〔看〕五月一〇日条)のように、義教・尹子に加えて、日常的に実雅に対してもこうした贈答を行っていた。これは貞成が実雅をいかに重視していたかを示している。御礼参賀に関する情報が、いつも実雅から伏見宮家に対して伝えられる背景には、こうした実雅と貞成との私的な人間関係の存在をも考慮する必要はあろう。

(28) 正親町三条実雅は、「当時権門上様親昵、室町殿寵愛無双傍若無人也」〔看〕永享五年一二月二八日条)のように、尹子の兄として義教にもっとも寵愛され、権勢を誇っていた側近公家衆である(注(8) 前掲羽下論文、家永遵嗣「今川氏親と正親町三条実望」(同『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年)などに詳しい)。永享一二年二月に実雅が義教から新恩として所領を与えられた際には、「今夜向左衛門督亨賀新恩事」〔建〕永享一二年二月一八日条)のように、万里小路時房がこれを祝して実雅邸に参賀するほどであった。また、嘉吉元年五月には、「今日(室町殿) 渡御左衛門督(実雅卿) 亭云々、依大覚寺前門主并関東子息等(落居)、人々臨時可申云々、」〔看〕「経営、女中同渡御、七万疋之経営云々」〔建〕五月二二日条)、「公方(今日) 三條へ渡御、関東無為之御悦事被申沙汰大営云々、諸大名、僧中、悉可入申云々」〔看〕五月二二日条)とあるように、実雅は義昭討伐と結城合戦落着の祝賀と

して義教を自邸に招き入れ、「七万疋之経営」という破格のもてなしを行っている。こうした義教の実雅邸への御成は、五月二日および六月二三日にも実施された。翌二四日の嘉吉の変において、実雅が公家衆でただ一人事件現場に居合わせ、贈答された御前の太刀を手に応戦したことは特に有名である。いずれも実雅と義教との親密な関係性を示す逸話といえよう。

(29) 中山定親は、義教の怒りに触れて逼塞していた広橋・勸修寺・万里小路の各氏の後を受けて伝奏に補任され、義教からは実雅に次ぐ厚遇を受けていた(注(2) 前掲瀬戸論文)。また、某より賊首上洛について問い合わされた万里小路時房が、「兼又近日賊首可京着之由其間候、仍参賀事中山辺可申談存候、申子細候者必々可申者也」〔建〕六月記紙背文書)のように、参賀については中山などに相談するのがよいと返答しており、御礼参賀に関して、定親が重要な役割を果たしていたことが推量される。

(30) 近年、石原比伊呂氏は、「將軍空位期の室町幕府と公家社会」〔青山史学』二五、二〇〇七年)、「足利義教の初政」〔日本歴史』七二四、二〇〇八年)、「足利義教と義満・義持」〔歴史学研究』八五二、二〇〇九年)により、義教はその初期において政治的主導性をほとんど持っていなかったと評価されている。贈答儀礼に限った場合ではあるが、義教晩年においても、そうした傾向が存在した可能性も指摘できよう。